

公園内行為許可審査基準

(1)～(6)共通

行為の許可を受けようとする者が次のいずれかの基準に該当するときは、行為を許可することはできない。

ア 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

ウ 衛生上支障があるとき。

エ 埼玉県都市公園条例第9条第2項に規定されている事項に該当すると認められるとき。

(1) 物品の販売、興行等

次のすべての基準に該当するときは、許可することができる。

ア 物品の販売、興行その他の営業行為の対象となる物品、サービス等は、公序良俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。

イ 単独で行う物品の販売は、指定管理者が協定書に基づき設置した便益施設、又は設置管理許可により認められた便益施設で対応し、原則として認めない。ただし、リサイクル運動等の公益に資する販売行為については、公園の性格、当該行為の規模、公園利用者の利便等を考慮し、許可することができる。

ウ 「競技会、集会、展示会、博覧会等」に伴うものについては、販売行為が当該催しに必要不可欠であり、かつ、当該催しの主催者から申請されたもののみ許可することができる。この場合、販売等及び競技会等双方の許可を必要とする。

(2) 募金、署名運動等

次のいずれかの基準に該当するときは、許可することができる。

ア 募金は、公共公益的目的で行われること。

イ 署名運動その他これらに類する行為は、公共公益的目的で行われ、かつ、(4)の催しに伴うものに限る。

(3) 業としての写真又は映画等の撮影

次のいずれかの基準に該当するときは、許可することができる。

ア 公序良俗に反し、公園の品位を汚す撮影でないこと。

イ 撮影場所に公園管理上及び公園利用上の支障がないこと(撮影機器等の設置場所を含む。)

ウ 業とは、「撮影を職業として行う。」、「撮影を営利目的で行う。」等の場合をいう。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会等

次の基準に該当するときは、許可することができる。

ア 公序良俗に反し、公園の品位を汚すものでないこと。

イ 内容が公園利用者の休息、観賞、運動、知識、レクリエーション等の用に供すること。

(5) 花火、キャンプファイヤー等の火気

次の基準に該当するときは、許可することができる。

ア 競技会等での打ち上げ花火、博覧会等での物品販売に伴う火気使用、地域の伝統行事等、他の行為に伴って必要不可欠なものは許可することができる。

イ 火気とは、花火、キャンプファイヤーという例示から、火気の使用そのものを目的とする行為とする。

(6) はり紙、はり札その他の広告物の表示

次の基準に該当するときは、許可することができる。

ア 原則として屋内(有料公園施設内)に限り許可することができる。

イ 屋外の場合は、屋外広告物法令に適合するものであること。

ウ 上記(1)から(5)に掲げる行為に付随して、のぼり旗等を公園内に掲げる場合は、別途、広告物の表示に係る許可も必要とする。

※ 参考

行為許可に伴う撤去容易な仮設工作物は、その設置期間が一月に満たないものは、当該行為許可に係る行為に含むものとみなし別途占用許可を得る必要はない。